

令和 8 年 3 月

定例総会（拡大委員総会）
議 事 録

松本市農業委員会

令和8年3月 松本市農業委員会 定例総会（拡大委員総会） 議事録

1 日 時 令和8年3月30日（金）午後1時30分から午後4時30分

2 場 所 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 22人	1番	百瀬 泰紀	2番	小林 節夫
	4番	武井 茂善	5番	中川 敦
	6番	久保 節夫	7番	松田 和久
	8番	河西 穂高	9番	丸山 茂実
	10番	矢嶋 壽司	11番	御子柴清市
	12番	塩原 秀俊	13番	田中 悦郎
	15番	塩原 俊昭	16番	松尾 英志
	17番	濱 博	19番	奥原 邦義
	20番	倉科 孝明	21番	塩原 至
	22番	古畑 英俊	23番	二村 喜子
	25番	山田 久子	26番	村山さえ子

(2) 推進委員 16人	推1番	原 弥生	推2番	小笠原鉄夫
	推3番	梶原 知子	推4番	古家 豊和
	推5番	百瀬 文仁	推8番	石川 克彦
	推9番	横山 竜大	推10番	手塚 稔幸
	推11番	中野 浩史	推12番	横山 泰治
	推13番	清水 麻未	推14番	原口 知明
	推15番	平林 章司	推16番	丸山 貴久
	推17番	太田 稔	推18番	百瀬 一郎

4 欠席委員

(1) 農業委員 3人	14番	細江 弘光	18番	齋藤 勝幸
	24番	上條信太郎		
(2) 推進委員 2人	推6番	赤羽 武史	推7番	上杉 壽和

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

ア 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件

……………（議案第284号～第290号）

イ 所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画要請の件……………（議案第291号）

ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件

……………（議案第292号～第304号）

エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件

……………（議案第305号～第307号）

- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件
 ……………（議案第308号～第311号）
- カ 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件……………（議案第312号）
- キ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件
 ……………（議案第313号、第314号）

(2) 報告事項

- ア 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- イ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- ウ 農地法第4条の規定による届出の件
- エ 農地法第5条の規定による届出の件
- オ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件
- カ 令和7年度違反転用への適正な対応に係る実施報告の件

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 議 案

令和8年度最適化活動の目標の設定等……………（議案第315号）

(2) 協議事項

令和7年度第2回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更申出の内容変更について

(3) 報告事項

- ア 令和8年度松本市産業振興部（農政関係）予算について
- イ 令和8年度松本市農業委員会関係予算について
- ウ 松本市農業の課題解決プラットフォーム「活かす農まつもと」の活動実績について
- エ 令和7年度第4回松本市における農業経営改善計画の審査結果について
- オ 令和7年度家族経営協定締結状況について
- カ 令和7年度第4回青年等就農計画の審査結果について
- キ 令和7年度農業者年金加入推進結果について
- オ 主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

8	出席職員	農業委員会事務局	局 長	清沢 卓子
		//	局長補佐	上條 仁
		//	局長補佐	小笠原晃子
		//	係 長	草田 崇博
		//	主 事	丸山 裕子
		//	主 事	西森 朋恵
	農政課		課 長	丸山 行康
		//	係 長	松田 鉄平
		//	主 査	望月 優
		//	主 事	依田 光洋
		//	主 事	城生 涼風

- 9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立
- 10 会長あいさつ 田中会長
- 11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任
- 12 議事録署名委員の指名及び書記の任命
〔議事録署名委員〕 17番 濱 博 委員
19番 奥原 邦義 委員
〔書記〕 上條局長補佐、草田係長

13 会議の概要
議 長

それでは、議事に入ります。

本日は農政課から丸山農政課長さんと耕地課から百瀬課長補佐さんにお越しいただいておりますので、次第の順番を変更いたしまして、まずその他農業委員会業務に関する事項の報告事項アの項目、令和8年度松本市産業振興部（農政関係）予算について進めてまいります。

それでは、農政課、耕地課の順に新年度予算の特色や主な内容について説明をいただきます。

予算措置について説明を丸山課長にお願いします。

丸山（農政課）課長 皆さん、こんにちは。松本市農政課の丸山と申します。

それでは、これから説明させていただきますが、着座で失礼をさせていただきます。

資料は24ページからになります。

令和8年度農政関係予算資料、1、令和8年度当初予算額ということで、まず一般会計全体の予算を記載してございます。1、149億8,000万円ということで、前年度比は増えているということですが、農林水産業費につきましては33億7,415万円ということで、前年より若干減っている、そんなような状態でございます。

2の農林水産業費の主な内容欄、1番農業費ですが、25億9,388万円ということで、若干の増ということでございます。

主なもの、また大きく変わっているところをご説明させていただきます。

（2）の農業総務費に行きまして、上からその段の4つ目の丸、ラインガルテン関連施設管理費でございます。こちらは増となっておりますが、これはイの大原ラインガルテンラウベ施設改修工事ということで、大規模改修を行っていくということが令和8年度から3年間やっていくということで予定をされておりまして、その予算が増えているというものでございます。

そこから2つ下の白丸、島内山田ラインガルテン整備事業費、こちらに

つきましては、若干の減となっておりますが、令和7年度から本来工事を始める予定だったものが、事業の進捗が若干遅れておりまして、令和8年度スタートというような形になって、このような予算になっているところでございます。道路造成等の工事にこれからとりかかっていくというところでございます。

その下の白丸、農業の課題解決プラットフォーム運営事業費、農業委員会からのご提言をいただいてスタートした事業でございます。こちら若干減っておりますけれども、こちらは、実績に基づく数値ということで、内容的に縮小ということではございません。また後ほど説明がございましたけれども、令和7年度までは2つの部会の中で検討してきたものですが、第3部会、また第4部会まで令和8年度やっていきたいということで予定をしているところでございます。

その下の集落営農活性化プロジェクト促進事業費、奈川地区のめぐり奈川さんの支援ということで記載してございますが、国庫補助の3年間の事業ということで、総額で1,000万円の事業という中で、来年度まで予定をしているものでございます。

25ページに参りまして、(3)の農業構造改善事業費の中では、最初の白丸、スマート農業推進事業費、こちらはR7年度の実績に基づいて、当初予算額は同額となっております。ただ、件数を見ていただくとお分かりいただけるかと思いますが、令和7年度19件、令和8年度28件ということで増加しております。これは、要望調査に基づいているわけですが、これで不足分が生じた場合には、補正等を考えて、全体に対応できるようにということで予定しております。

また、この事業がスタートしたのは令和4年度で、令和8年で5年となります。制度の見直しといったようなことも今後やっていく予定でございます。

下の方に参加します。(3)の中で言うと、下から2つ目の白丸の農用地高度利用流動化事業費につきましては、大幅に減っているんですが、これは主には農業委員会事務局に事業が移管されたものと、あと一番下の地域計画推進事業でございますけれども、今年度1月からアンケート調査を実施させていただきました。その委託が丸々減ったということでございます。

すみません、申し遅れましたが、アンケート調査にはご協力をいただきまして、ありがとうございました。現在、最終の集計中でございますので、またまとまったところで各地域の地域計画の見直しに入らせていただく。また、そこでもご協力をお願いすることになろうかと思いますが、よろしく願いいたします。

大きな2番の農業改良費に参加します。

(1)の普通作費の中の2つ目の白丸、経営支援対策費では、一番下のきのこ地域循環型農業推進事業費、これが新規事業となります。これは環境に配慮した農業への取組推進、それからコメヌカ米の生産に取り組む農業者の拡大を図るために、慣行米と比較して高くなる生産費の掛かり増し経費を支援するというもので、10アール当たり1万8,000円の支援とい

うことになります。

これはJAのほうでコメヌカ米のそれぞれ生産基準みたいなものがありますけれども、それに対応して生産をし、またそれを給食に使えるようにお出しただける農家さんに対しての支援ということで取り組むものでございます。令和8年度からのスタートの新規事業でございます。

続きまして、次のページに参ります。

(2)の園芸費の中では、2つ目の白丸、野菜・果樹・花き振興費が大きく減っているところでございますが、これはJA松本ハイランドのスイカ共選所、令和3年に造ったものですが、そこへの補助、市の支援としては5年間で分割してお支払いしていたものが令和7年度で終了するため、減となっております。

(3)の畜産業費でございますが、まず畜産振興費のほうで若干増えておりますけれども、これはもう既に事業を廃止しております木曽馬牧場の解体を行うというもの、またその下の白丸の四賀有機センター施設廃止事業費におきましては、大幅な減となっておりますが、これはもともと令和7年度でこの3億3,700万円をかけて解体まで全て終了する予定だったものが、スタートが若干遅れまして、令和8年度までかかるということで、令和8年度に解体工事費の後払金を回したという形で、もともとのこの3億3,000万円の中の1億7,000万円が後ろに行ったというようなことでご理解いただければいいかと思います。

それ以外の部分に関して言うと、若干増加したかなと、そんなようなところでございます。

説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

続きまして、百瀬課長補佐から耕地課についてお願いします。

百瀬（耕地課）課長補佐 お疲れさまでございます。

本日、阪田耕地課長が都合によりまして、私、百瀬でございますが、代わりましてこの予算のほうを説明させていただきます。

着座にて失礼します。

それでは、26ページの3、耕地事業をご覧になっていただきまして、耕地課の主なもの、多面的機能支払交付金事業と県営土地改良事業、この2点についてご説明をさせていただきます。

まず、(1)の農地費の多面的機能支払交付金事業でございます。事業費は3億2,288万円、各組織への交付金は要望どおり予定をしております。

この事業の中で、新規事業といたしまして、交付金対象である登録農用地や地域の共同活動を確認する登録農地確認支援業務135万円を新たに実施するものでございます。

その下の白丸の県営土地改良事業費4,946万円のうち4,942万円は、かんがい排水事業梓川右岸地区の2,000ミリの暗渠を502メー

トル敷設するものでございます。

また、その下、イの長寿命化・防災減災事業として、中信平左岸の負担金は3万2,000円でございますけれども、遠方監視1か所、管水路工事70メートルを予定してございます。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、令和8年度の農業委員会関係の予算について、小笠原補佐から説明をお願いします。

小笠原局長補佐

事務局の小笠原です。私からは、農業委員会に係る来年度の予算についてご報告いたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、資料27ページ、令和8年度松本市農業委員会関係予算についてお願いいたします。

まず、(1)歳入ですが、歳入につきましては、それぞれ実績に基づく金額となっておりますので、歳出を中心にご説明いたします。

(2)歳出、1つ目の白丸、人件費は2,658万円、前年度比27万円の減です。毎月支給する報酬は前年度同額ですが、国からの交付金で年額報酬として4月に1回支給している活動実績報酬については、令和7年度の交付金の実績額による見込みで計上しております。

次の白丸、農業委員活動費364万円、前年度比105万円の増です。内容については、1つ目の黒ポツ、報償費17万円、こちらは隔年開催の農業活性化シンポジウムが8年度開催ということで、15万円の増額です。

2つ目の黒ポツ、費用弁償194万円、こちらは定例総会への出席や委員活動に伴う費用弁償に係る予算で、8年度は県外視察研修に係る予算を計上し、増額になっております。関連して、3つ目の黒ポツ、事務局の随員職員の普通旅費、一番下の黒ポツ、借上料、バスの借上料についても増額となっております。

28ページをお願いします。

1つ目の白丸、農業者年金事務費は19万円、前年度同額です。

2つ目の白丸、農業委員会事務局費は255万円、前年度比180万円の減で、上から1つ目の黒ポツ、手数料、農業委員会だよりの配布方法について、JA松本ハイランドに配布業務を委託しておりましたが、配布方法を見直しまして、町会、隣組回覧としたために皆減となっております。

2つ目の黒ポツ、廃棄物処理委託料は、不要となった農業委員会室の椅子の処分費4万円を計上しております。

3つ目の白丸、農地銀行活動促進事業費は217万円、前年度比6万円の増です。こちらは、上から5つ目の黒ポツ、地図データ更新に係る委託料の増加により6万円増となっております。

4つ目の白丸、農用地高度利用流動化事業費1,279万円、前年度比299万円の増です。こちらに計上している予算については、令和7年度

農政課から農業委員会事務局へ移管された業務に係るもので、下から3つ目の黒ボツ、農地貸借推進事業委託料260万円は、農地の貸借に係る業務の一部を松本ハイランド農協に委託するもので、令和7年度までは農政課で予算計上していましたが、業務移管に伴いまして、8年度から農業委員会事務局で予算計上したものです。

説明は以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいま農政課、耕地課、事務局からそれぞれご説明をいただきました。これより質疑を行います。

推進委員の皆様も含めまして、発言のある方は挙手をお願いいたします。久保委員。

久保農業委員

丸山課長にお聞きします。今年度からか、遊休荒廃農地の補助金頂きましたね。大変助かりましたが、たしか上半期ぐらいで全部いっぱいになったというように記憶しています。だから、これ、増額してくれるんじゃないかなと思ったんですが。いわゆる補正予算でやってくれるかなと思ったら、駄目でしたよね。事情があると思いますから、いいですけども。だから、増額してもらわないと、そういうものの。

議 長

いいですか。丸山課長。

丸山（農政課）課長 ご質問ありがとうございます。

遊休荒廃農地対策事業ということで、25ページの中段やや下のところの52万円の部分ということでよろしいですかね。

こちら内容を申し上げますと、2年以上耕作されていない土地、農地で、かつ所有者の方ももう耕作する意思がないよというところをお借りしたり、あるいは取得されて、5年以上耕作をするといった場合に、最大で1アール当たり7,000円の補助金をお出しする、そういった内容になっております。

今年度で言いますと、現状まだそこまで、予算まで使われてなくて、以前あったのは、恐らく借りるほうが、賃借という文言が入っていたんです。もうただでも借りてくれっていうようなことも中にはあるんですけども、ただだと駄目っていうのがあって、恐らくそれで駄目という話だったんじゃないかなと思います。ですから、ここのところの変更をして、今年度から無償の貸借であっても、利用可能になっております、ですので、ぜひそういった方がいらっしゃれば、活用いただければというふうに思います。

もし足りなかったら増額をというお話ですけども、当然その年度の中で要望があって、不足が出る場合には、補正予算等の対応は考えてまいりますので、ぜひお願いをいたします。

ただ、なかなか実際に耕作をされる担い手の方がどれくらいあるのかという部分と、もともと土地として不利な条件になっているということが想定

されるところですので、そういったところをどうやって解消していくのかというところ、さっきの地域計画とも併せてセットで考えなきゃいけないのかなんていうふうには思っていますので、またそちらもご協力をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

久保農業委員 ありがとうございます。

議 長 ほかに。

今の関係なんですけど、もちろん去年はそういう経過の中で、我々農業委員会のほうへそういう該当があったらどうかという働きかけがありまして、大分運用自体はよくなったんですが、なお一層使いやすい遊休荒廃地対策の7,000円にしてもらいたいし、これがやっぱり1万円くらいになると、1万円くらいになって、なお現場に即した中での対応で、我々それぞれに委員の皆さん、農地パトロールした中で、さあ、このときどうするかって、じゃ農政課とコンタクトを取りながら対応を取るというような、こういう、そのスムーズな運営みたいなの、また心がけていただきたいということと、その単価を上げてもらいたいということ、こういう時期ですので、ここまで回答はお願いしませんが、ぜひ次の年度にはそういった、我々の委員会の総意として、我々の職責の1つというふうなところありますので、またご理解をお願いしたいと思います。

丸山課長。

丸山（農政課）課長 ありがとうございます。

単価の見直しについては、また、どれぐらいの単価がふさわしいのかというようなこともありますので、またご意見をいただければと思いますけれども、やはりもちろん、まず最初に申し上げたとおり、条件が2年以上耕作されていないというところ、もう既に遊休荒廃化しているところとなってしまうというところでは、恐らく農業委員の皆さんもそうだと思うんですけど、もうなってしまったところよりは、今よりそうならないようにというほうがまず先に来ているのかなというふうに思います。なので、そこまで手が回らない分もあるかなんていうふうには思いますけれども、その中でも、本当にそれだけ耕作されていないということ自体が、基盤の整備が必要だったりとか、いろいろ出てくるかなと思いますので、そういったところとセットで検討は進めさせていただければというふうに思いますので、お願いします。

議 長 ありがとうございました。
ほかに。

[質問、意見なし]

議 長 よろしいですか。

ご意見等ないようですので、これらの報告事項につきましてはご承知おきをお願いいたします。

当委員会といたしましても、予算の適正な執行に協力し、産業振興部と共に農業振興に取り組んでまいりたいと思いますので、お二方にはよろしくお願い申し上げます。

ここでお二方はご退席となりますので、ありがとうございました。

丸山（農政課）課長　ありがとうございました。

百瀬（耕地課）課長補佐　ありがとうございました。

議　　長　　　　それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

別冊の総会資料をお手元にご準備ください。

初めに、議案第284号　農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程いたします。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、地元の委員の方から説明をお願いいたします。

まず、1番、松田委員、お願いします。

松田農業委員　　　1番の〇〇さんですけれども、先日、寿の河西委員と面談を行いました。この方、〇〇さん、JAの職員でありまして、以前から農地を若干お借りをして直売所の野菜等を作っていたようであります。それで、住居に近い中山で用地を借りて農業をしたいということで、現場も私、見ましたけれども、サツマイモというふうに書いてありますけれども、そのほかの野菜も含めて、直売所用の野菜等を作りたいという非常に意欲のある方であるので、問題なかろうかと思っています。

以上です。

議　　長　　　　ありがとうございました。

2番の〇〇さんなんですけれども、先日うちへ参られまして、〇〇で花屋さんをやっていらっしゃるって、住所は〇〇にいらしたんですが、当該のここ、現状の現地は遊休荒廃地でありまして、そこをきれいに片づけて、売るだけじゃなくて、作って、切り花をその花屋さんで販売したいということで、大変面積も小規模でありますし、先日既に片づけ始めていらっしゃるって、頑張ってくださいということを申し上げましたし、水の便がないものですから、その辺を勘案してやってくださいということと、水を使うなら、それぞれの改良区なりに相談しながら、権利を取った後やってくださいというふうに申し上げました。適任ではないかと思いました。

それでは、3番、倉科委員、お願いします。

倉科農業委員　　　3番の〇〇さんは、もともとお茶などの飲料の残渣を利用した堆肥製造を

行っている会社なんですけれども、8名の地元のリンゴ農家さんにより構成されておりまして、今回は後継者のいない畑地帯の利用促進を目的にブルーノの栽培を開始するという事で、今回新たに農地を借りるため、新規就農という扱いになっているものです。代表取締役を務める〇〇さんは長年果樹栽培を行われている方でありまして、地域の担い手として活躍されています。大いに期待したいなというふうに考えております。

続いて、4番もいいですか。

議 長 お願いします。

倉科農業委員 4番の〇〇さんは、市内の〇〇在住の方ですけれども、今既に安曇野市でリンゴを中心とした果樹栽培をされている方でありまして、今回新たに梓川の農地を借りるということで、新規就農扱いとなるものです。離農されるという地権者の方からSSも借りられるということで、梓川のほうでの営農にも特段支障ないため、地域の担い手として期待したいと考えております。

以上です。

議 長 続きまして、5番、6番、塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 5番の〇〇さんにつきましては、山形でスイカと長芋等を行っておりまして、波田の土地を借りるということでありまして、〇〇さんにつきましては、お父さんがハイランドの理事であります。大丈夫だと思います。

〇〇さんにつきましては、あづみ農協の職員でありまして、定年退職になったらリンゴを作りたいということで、その前に一応リンゴ、野菜等の勉強をしたいということでありまして、やる気満々の人でありますので、問題ないかと思います。

以上です。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、事務局から説明をお願いいたします。
上條補佐。

上條局長補佐 それでは、別冊資料をご覧ください。別冊資料の1ページから9ページとなります。

合計のみ申し上げます。9ページの上段をご覧ください。

9ページ上段、筆数354筆、貸付人220名、借受人138名、権利設定面積56万1,904平米となります。

説明は以上です。

議 長 ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から質問、意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
以降、農地に関する議案については農業委員の方を対象に伺います。
議案第284号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございました。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
続きまして、議案第285号 農用地利用集積等促進計画案について意見
聴取する件について上程いたしますが、議事参与の制限により濱委員には
退室をお願いいたします。

(濱農業委員 退席)

議長 事務局から説明をお願いいたします。
上條補佐。

上條局長補佐 議案第285号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件で
す。
9ページの中段となります。ご覧ください。
合計のみ申し上げます。
筆数2筆、貸付人1名、借受人1名、権利設定面積3,810平米となり
ます。
説明は以上です。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第285号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
濱委員の入室をお願いいたします。

(濱農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第286号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、中川委員には退室をお願いいたします。

(中川農業委員 退席)

議長 事務局から説明をお願いいたします。
上條補佐。

上條局長補佐 それでは、286号となります。9ページの下段となります。
合計のみ申し上げます。
筆数3筆、貸付人1名、借受人1名、権利設定面積747平米です。
説明は以上です。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第286号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
中川委員の入室をお願いいたします。

(中川農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第287号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、丸山委員には退室をお願いいたします。

(丸山農業委員 退席)

議 長 事務局から説明をお願いいたします。
上條補佐。

上條局長補佐 それでは、１０ページ上段となります。
合計のみ申し上げます。
筆数２筆、貸付人２名、借受人１名、権利設定面積２，３５２平米となります。
説明は以上です。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第２８７号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
丸山委員の入室をお願いいたします。

(丸山農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第２８８号 農用地利用集積等促進計画案について意見
聴取する件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になり
ますので、奥原委員には退室をお願いいたします。

(奥原農業委員 退席)

議 長 事務局から説明をお願いいたします。
上條補佐。

上條局長補佐 １０ページ下段となります。
議案第２８８号、合計のみ申し上げます。
筆数１３筆、貸付人９名、借受人１名、権利設定面積１万２，９３４平米
です。
説明は以上です。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、

発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第２８８号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございました。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
退室している奥原委員の入室をお願いいたします。

(奥原農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第２８９号 農用地利用集積等促進計画案について意見
聴取する件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になり
ますので、二村委員には退室をお願いいたします。

(二村農業委員 退席)

議 長 それでは、事務局から説明をお願いいたします。
上條補佐。

上條局長補佐 １１ページ上段となります。
議案第２８９号、合計のみ申し上げます。
筆数１筆、貸付人１名、借受人１名、権利設定面積９９８平米です。
説明は以上です。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第２８９号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
退室している奥原委員の入室をお願いいたします。

(二村農業委員 入室)

続きまして、議案第290号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程いたします。

これも委員に関係する案件になりますので、古畑委員には退室をお願いいたします。

(古畑農業委員 退席)

議 長 事務局から説明をお願いいたします。
上條補佐。

上條局長補佐 11ページ下段となります。
合計のみ申し上げます。
議案第290号、筆数1筆、貸付人1名、借受人1名、権利設定面積
628平米となります。
説明は以上です。

議 長 ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第290号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
退室している古畑委員の入室をお願いいたします。

(古畑農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第291号 所有権移転に関する農用地利用集積等促進
計画要請の件について上程いたします。
事務局から説明をお願いいたします。

上條補佐。

上條局長補佐

議案第 2 9 1 号について説明します。
別冊資料の一番最後、1 2 ページをご覧ください。
合計のみ申し上げます。
件数 2 件、筆数 2 筆、合計面積 4, 1 5 9 平米です。
説明は以上です。

議 長

ありがとうございました。
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第 2 9 1 号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
続きまして、議案第 2 9 2 号から 3 0 4 号 農地法第 3 条の規定による許
可申請許可の件、1 3 件について上程します。
事務局から一括説明を求めます。

上條局長補佐

議長。

議 長

上條補佐。

上條局長補佐

それでは、総会資料 1 ページから 3 ページをご覧ください。
なお、新規就農者の情報は 4 ページに記載しておりますので、参考にして
ください。
また、位置図資料を机の上に配布してあります。3 条のほかに 4 条、5 条、
引き続き農業経営を行っている旨のもの、納税猶予の適格者証明の件の位
置図と写真がございますので、地元農業委員の説明のときにご使用くださ
い。
それでは、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明いたします。
議案第 2 9 2 号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。
議案第 2 9 3 号は、新規就農者育成のために賃貸借権の設定を行うもので
す。
議案第 2 9 4 号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

議案第 295 号は、隣接農地と一体利用するため、所有権を移転するものです。

議案第 296 号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

議案第 297 号と 298 号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。

議案第 299 号から 300 号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。

議案第 301 号は、隣接農地と一体利用するため、所有権を移転するものです。

議案第 302 号と 303 号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

議案第 304 号は、隣接農地と一体利用するため、所有権を移転するものです。

以上 13 件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、ご審議をお願いいたします。

議 長 地元委員の意見を求めます。
292 号、松尾委員。

松尾農業委員 これは、今まで〇〇が賃貸借していた土地を購入するというものです。何ら問題ございません。よろしくお願いします。

議 長 続きまして、293 号、濱委員。

濱農業委員 島立の案件ですが、賃貸人と賃借人の氏名が一緒ですけれども、〇〇さん、ハウスをやっていたのですが、法人の常勤理事になり、実質的に農業生産ができないという状況になってしまいました。今回〇〇にそのハウスごとの資材も居抜きのまま貸して、新規就農育成のために〇〇が地元で使うということです。別に問題はございません。いい後継者が育つことを期待しております。
以上です。

議 長 続きまして、294 号、塩原俊昭委員。

塩原（俊）農業委員 この案件は、先月のこの総会で、〇〇用地として確保してあったところの計画が頓挫し農地に戻すという申請が認められた土地について、今回、〇〇さんという方が〇〇、これは〇〇にあるのですけれども、その〇〇さんに売買により所有権を移転するということです。

この場所が〇〇線の〇〇へ入って行く入り口のすぐ近くにありまして、〇〇線の道路沿いです。レモンを栽培するということで、事務局へも問合せをしたところ、ここの土地にハウスを造って栽培を試みるということの申

請です。ここでレモンを作るのには問題はあるのですけれども、とにかく本人がやるということです、後の経過は注視していきたいと思います。所有権を移転するものです。

以上です。

議 長 続きまして、２９５、２９６号、矢嶋委員。

矢嶋農業委員 まず、２９５号につきましては、譲渡人の〇〇さんは、自宅と一緒に農地を購入した経過がありまして、今度はその自宅の横にある土地を売買し、〇〇さんが買い受けるということで、実際現場へ行ってみましたけれども、きれいに整地されておりますし、耕作もされておりますので、問題ないと思います。

それから、２９６号につきましても、〇〇さん自身に後継者いないということで、現在借りて耕作している〇〇さんにこの農地を売買するということで、〇〇さん自身は高齢でありますけれども、今まで〇〇の社長として取り扱っておりまして、農地購入に対しては全く問題ないというふうに考えますので、よろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、２９７、２９８号、久保委員。

久保農業委員 ２９７号は、〇〇、その他〇〇をやっている〇〇の社長が個人で古民家を買って、そこに付随している農地ということで、見に行かれた委員の方は分かると思いますが、すごい山の上の広大な場所の１か所です。隣が〇〇です。農地保全ということで、適当だと思います。

２９８号は、すごい山の中で、この山の中の畑をやってくれるという方がいるということは非常にありがたいと思ひまして、これも問題ありません。

議 長 続きまして、２９９号、倉科委員。

倉科農業委員 本件は、〇〇さんが農地１筆、６９０平米を〇〇さんから売買によりまして所有権移転を行うものです。場所は〇〇地区の集落に近い農用地域の一角になりまして、〇〇から東へ３００メートルほど下った場所になります。自家消費目的でブルーベリーを栽培予定となっております、〇〇さんご自身はブルーベリー農家で働いた経験もありまして、営農上の指導もそちらの農家から受けられるということでありますので、特段問題ないので、許可は適当と考えております。

以上です。

議 長 続きまして、３００号から３０４号まで、塩原至委員。

塩原（至）農業委員 ３００号ですが、〇〇さんの古民家を買って、そこに畑があるということです。定年退職しまして、夫婦でいろいろな野菜を作っていきたい

ということですが、あの場所は猿の被害が多くて、隣近所、野菜ができないと言われておりましたが、それでも何かトウガラシでも作るかなとか言っておりました。問題ないと思います。

続きまして、３０１号から３０３号までは、売の方が同じです。〇〇さんは、もう仕事が全然できなくて、売ということで、譲受人の皆さんの作っている土地に隣接しているということです。３０１号は〇〇さんが隣接している土地を買う、３０２号は〇〇さんが隣接している土地を買う、３０３号は〇〇さんが隣接している農地を買うということですので、問題ないと思います。

３０４号につきましては、〇〇さんは、もう仕事ができなくて、何もできないということで、隣に農地を持っている〇〇さんに贈与するということですので、問題ないと思います。

以上です。

議長 続きまして、全体を通じまして質問、意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、農地法第３条の規定による案件、１３件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆様に伺いますが、議案第２９２号から３０４号について、原案どおり許可することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定します。

続きまして、議案第３０５号から３０７号 農地法第４条の規定による許可申請承認の件、３件について上程します。

事務局から一括説明を求めます。

西森主事 議長。

議長 西森主事。

西森主事 議案書の５ページをお願いいたします。

農地法第４条の規定による許可申請承認の件について説明いたします。

議案第３０５号、転用目的、貸し駐車場です。農振除外済み案件です。

議案第３０６号、転用目的、住宅敷地です。農振除外済み案件で、やむを得ないものとして追認申請となっております。

議案第３０７号、転用目的、住宅敷地です。やむを得ないものとして追認申請となっております。

以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりです。

また、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、地元の委員の意見を求めます。
305号、矢嶋委員。

矢嶋農業委員 この案件につきましては、この〇〇さんの両親が住んでいた家があり、本人はそこには住んでいないため、現状空き家になっております。このまま放置しておいてもいけないということで、母屋を壊してアパートを造るという計画ですが、入居6世帯が車2台ずつという駐車場の足りないということで、今回のこの申請地の田んぼを駐車場にしたいという申請です。この土地の北側にも農地があるのですが、アパートを建ててその裏を駐車場にするということです。周りの農地に与える影響も少なく、やむを得ないと考えます。
以上です。

議 長 続きまして、306号、松田委員。

松田農業委員 申請者〇〇さんですが、現在〇〇にお住まいで、この申請地の横の住宅に戻る気はないということです。資料の写真にある住宅を売ろうといろいろ調べていたところ、この枠で示したところが農振の青地農地だということが判明し、手続を行った結果、2月に農振除外が認められております。きちんと農振除外をした後で、住宅も含めて売買するという形で手続を進めておりまして、今回の申請地に垣根があるのですが、これは〇〇さんのお父さんが農地と知らずにやってしまったということです。追認案件ですけれども、やむを得ないと判断しました。
以上です。

議 長 続きまして、307号、久保委員。

久保農業委員 この件は、〇〇さんが購入した古民家の一角に5坪ほど農地が含まれており、その追認ということになります。現況がすでに農地でないため、やむを得ないと思います。
以上です。

議 長 次に、現地調査委員の意見を求めます。濱委員。

濱農業委員 305号ですが、説明のとおり、母屋のところへアパートを建てて、その北側を駐車場にするということで、高いものがないので、周りへの影響はないと思いますので、これは致し方ないと思います。
次、306号ですが、先ほどの説明にあったように、知らずにやったようですが、この土地がないと、住宅まで接続する、入って行く場所がないと

ということになりますので、これはもう追認で宅地にするということは致し方ないと思います。

それから、３０７号ですが、道路の両側、この階段のできているところから向こうの道路側のほうへずっと長い大きい田んぼがあったようですが、その田がなくなった、道路改修のため、ここだけ少し残ってしまったというところで、もう既に階段できていますし、これだけの面積を畑に戻してというのも非常に困難だと思いますので、これも致し方がないと見てまいりました。

以上です。

議長 続きまして、全体を通じまして委員の方から質問、意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、農地法第４条の規定による案件、３件について一括して集約します。

議案第３０５号から３０７号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。
続きまして、議案第３０８号から３１１号 農地法第５条の規定による許可申請承認の件、４件について上程いたします。
事務局から一括説明をお願いします。

西森主事 議長。

議長 西森主事。

西森主事 議案書の６ページをお願いいたします。
農地法第５条の規定による許可申請承認の件について説明いたします。
議案第３０８号、転用目的、農家住宅です。
議案第３０９号、転用目的、農家分家住宅です。
議案第３１０号、転用目的、農家分家住宅です。
議案第３１１号、転用目的、農家分家住宅です。こちらは農振除外済み案件です。
以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりです。
また、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしくをお願いいたします。

議長 初めに、地元委員の意見を求めます。

308号、濱委員。

濱農業委員

農家住宅の案件ですが、写真をご覧ください。「北東向き撮影」と書いた白い枠の反対側の奥のほうにもう一つ農地があるのですが、家を建てる配置を見ましたら、北のほうへ余裕を持たせて敷地の真ん中近くに建てるような感じですので、すごく日当たり悪くなり、耕作に影響が出るというわけではないように見受けられましたので、これは致し方ないと思います。
以上です。

議長

続きまして、309号、手塚委員。

手塚推進委員

先週、細江委員と現地を見てまいりました。〇〇さんは〇〇さんのお孫さんに当たります。それで、現地のほうですが、特段隣接農地に影響を及ぼすようなことは見当たりませんでしたので、致し方ないと思います。
以上です。

議長

続きまして、310号、倉科委員。

倉科農業委員

本件、〇〇さんが農家分家住宅建設のため、祖父である〇〇さん所有の農地、1筆、299平米を使用貸借により転用を行う案件です。場所は〇〇の公民館から西へ250メートルほど入った集落内の一角になります。当該農地、写真見ていただくと、道路に囲まれているのですが、実際には3方道路に囲まれています。奥側に見える南側は祖父の農地の残りということになっておりまして、周辺はどちらかというと宅地化が進んでいる場所です。しかし、今見えている範囲が大体1ヘクタールぐらいの用水路で区切られた1団地の奥というふうになっておりまして、本件の転用によりまして、形状の悪い農用団地になってしまうことですか、隣接農地の転用期待が高まるのではないかという点に危惧はありますけれども、理由を見ますと、ほかに適当な場所がないということです。やむを得ないなと思っております。

ただ、こういう農家分家住宅、毎回思うのですけれども、どうして農地のいい場所の一角をこうやって潰してしまうのかなというところは非常に残念に思っております。

以上です。

議長

続きまして、311号、塩原至委員。

塩原（至）農業委員

〇〇さんは〇〇さんの娘さんで、〇〇さんはスイカをやっておりまして、土日になりますと、お手伝い等しております。今、〇〇のほうで暮らしておりますが、将来的には近くのほうにきたいということで、今回農家分家住宅ということでの申請です。写真が15ページにあります。周りは宅地だらけで、周りの田んぼ等は全部〇〇さんの田んぼでありますので、そ

れほど迷惑にならないのではないかと思います。やむを得ないと思っております。

以上です。

議 長 続きまして、現地調査した委員の意見を求めます。松尾委員。

松尾農業委員 310号から申し上げます。先ほど倉科委員がおっしゃったとおりで同感です。非常にもったいない土地、もったいない水田で、そこに家を建てるということです。ただ、致し方ないという最終的な結論です。

排水面等については、設計図面等を拝見したのですが、問題ないと思っています。

308号、309号、311号、これらは全部集落内です。

309号につきましては、近くに〇〇駅があったり、308号につきましては、2軒の医者があったりという状況です。

それから、311号につきましては、周りはほぼ住宅というところで、農地も同一の〇〇さんの田んぼですので、致し方ないと思っています。

以上です。

議 長 続きまして、全体を通じまして全ての委員の方から質問、意見等を求めます。

久保農業委員 議長。

議 長 久保委員。

久保農業委員 310号について、今の倉科委員の意見じゃないですけども、あくまでその部分は、分筆ということですよね。だから、もったいないけれども、畑、田んぼ全部じゃないというところが、松尾委員がおっしゃるように、致し方ないという解釈でしょうか。

議 長 倉科委員。

倉科農業委員 半分あたり、地番が同じ中に段があります。ただ、もったいないといえどもったいない。

議 長 久保委員。

久保農業委員 四賀の山の中だったら、とてもいいことだと思いますが、梓川のような優良農地だと、そういう考えもあるかなと思います。

議 長 久保委員、よろしいですか。

久保農業委員 はい。

議 長 許可要件の中に、位置的代替性がないという項目があって、自分の土地の中で探すのがやりやすいという中で、そこを選択するというような結果論にはなると思いますけれども、やはりそういうもったいないというスタンスは我々常に持たなきゃいけないというふうに思います。事務局コメントありますか。

西森主事 ありません。

議 長 分かりました。
他に意見等ありましたらお願いします。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、農地法第5条の規定による案件、4件について一括して集約します。

農業委員の皆様に向いますが、議案第308号から311号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。
続きまして、議案第312号 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件、1件について上程します。
事務局から説明をお願いいたします。

西森主事 議長。

議 長 西森主事。

西森主事 議案書の7ページをお願いいたします。
相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件について、説明いたします。
議案第312号、笹賀にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものです。
以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長 地元委員の意見を求めます。矢嶋委員。

矢嶋農業委員 全部で8筆ありますけれども、笹賀〇〇、それからその横の〇〇につきましては、〇〇から西へ向かって行く〇〇道沿いに自宅があり、その北側、裏になりますが、そこで家庭菜園をやっております。
そのほかには、その下の〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の5筆ありますが、

全て1枚の圃場になっています。また、道を挟んでその東側に〇〇の1枚があり、場所は〇〇の西側、〇〇の北側になります。ここも全てきれい耕作されておりまして、全く問題ないと思いました。

議長 それでは、全ての委員から質問、意見等を求めます。

〔質問、意見なし〕

議長 意見等ないようですので、相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件、1件について集約します。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第312号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。
続きまして、議案第313号及び314号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、2件について上程します。
事務局から一括して説明を求めます。

西森主事 議長。

議長 西森主事。

西森主事 議案書8ページをお願いいたします。
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。
議案第313号、寿にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものです。
9ページに移ります。
議案第314号、岡田にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものです。
以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 地元の委員の方の意見を求めます。
313号は平田と寿ですので、御子柴委員、河西委員の順に意見を求めます。
御子柴委員。

御子柴農業委員 現地を見てまいりました。西と北が〇〇の駐車場と会社の母屋、南が住宅地、東のほうは堤防道路になっており、そこに囲まれた農地です。昔は田んぼを作っていたようですが、最近二、三年は畑に転用して耕作しているようです。私は、堤防道路から時々、ここに田んぼがあるなど見ており、二、三日前にも見に行ってきましたが、きれいに整地をされておりまして、管理はちゃんとしているようですので、大丈夫だと思います。

以上です。

河西農業委員 寿の田畑について、先日確認してきました。いずれもしっかり耕作されていて、農業をやっている様子が見られました。問題ないと思います。

議長 続きまして、314号。小林委員。

小林農業委員 314号ですが、〇〇さん、畑は少し小さいところですが、自分で作っていて、あと田んぼは特定貸付けできれいに耕作されていますので、特に問題ないと思います。
以上です。

議長 続きまして、委員の方に質問、意見等を求めます。

倉科農業委員 議長。

議長 倉科委員。

倉科農業委員 質問ですが、議案番号313号の所在地で、農地所在地の左側の欄の中で、寿北〇〇、登記地目、畑、現況、田。右側の欄には、同じ地番で、地目、畑、現況、畑とあるのですが、これは2つに分かれているということでしょうか。田んぼで使っている部分と畑で使っている部分が1筆の中にあると見ればいいですか。

議長 西森主事。

西森主事 お答えします。
面積のところに記入してあるとおり、全体の1筆の面積が652平米ですが、そのうちの田んぼの部分が531平米、残り121平米が畑として使用しているということで、2つに分かれております。地目を分けて表記していますので、2つに分かれていますが、実際は1筆です。
以上です。

倉科農業委員 ありがとうございます。

議長 そのほかの質問、意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、2件について一括して集約します。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第313号及び314号について、原

案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。
続きまして、報告事項に入ります。
事務局から報告事項のアからカについて一括説明をお願いします。

上條局長補佐 議長。

議長 上條補佐。

上條局長補佐 報告事項について説明いたします。
アからオについて私が説明して、カは西森から説明いたします。
アからオについて、これらは書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。
総会資料の１０ページからご覧ください。
１０ページから１２ページ、農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知の件、２８件、１３ページから１４ページ、農地法第３条の３第１項の規定による届出の件、２４件、１５ページ、農地法第４条の規定による届出の件、１件、１６ページから１７ページ、農地法第５条の規定による届出の件、９件。１８ページ、農地法第４条の規定による農業用施設届出の件、１件。
私からの説明は以上です。
西森に代わります。

西森主事 では、１９ページをご覧ください。
令和７年度違反転用への適正な対応に係る実施報告の件です。
今年度の違反転用への対応については、議案書に記載のとおり実施いたしました。
未解消及び新規案件について、各地区の農業委員、推進委員及び長野県の協力を得ながら継続して是正指導等に努め、必要に応じ定例総会または各ブロックへ状況報告、支援等について協力を求めています。
以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの報告について委員の方から質問、意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、これら報告事項につきましては、事務局説明のとおり承知おきを願います。
農地に関する事項の議事が終了しましたので、暫時休憩とし、１５時１０

分に再開とします。

(休 憩)

議 長

それでは、議事を再開いたします。

その他農業委員会業務に関する事項ですが、進行の都合上、順番を変更し、まず協議事項、令和7年度第2回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更申出の内容変更についてから進めてまいります。

農政課から計画変更案の概要などについて説明をお願いいたします。

望月さん。

望月（農政課）主査 農政課農業政策担当の望月と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、協議事項、令和7年度第2回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更申出の内容変更についてご説明をいたします。

着座にて失礼いたします。

では、資料21ページを御覧ください。

1、概要でございます。

令和7年度秋農振で公共事業案件としてご協議いただきました浅間温泉庭球公園地について、開発内容に変更があったことから、内容変更案件として協議いただくものでございます。

2番、変更内容です。

（1）変更内容ですが、除外面積が以前の申請では1万1,257平米でしたが、こちらが7,624平米に減少するというものになります。

詳細につきましては、別添23ページに図がございます。位置図ご覧ください。こちらの左下の部分、変更箇所と示されている部分の2筆、こちらにつきまして除外予定でしたが、青地として残る部分という部分になります。

では、資料21ページに戻りまして、2の（2）の変更理由でございます。変更理由につきましては、土地所有者より売却辞退の申出があったということでございます。

3番、経過につきましては、こちら、ご覧のとおりでございます。2月9日に市の農振協議会で協議を行いました。その後、計画内容に変更が生じたため、今回ご協議いただくというものでございます。

なお、本郷地区農振協議会からも、変更はやむを得ないとの回答をいただいております。

4番、今後の予定でございます。

本来内容変更につきましては、例年8月と1月頃に開催されております農振協議会でご協議いただいた上で手続きが完了するものでございますが、本件につきましては、令和10年度開催予定の第82回国民スポーツ大会に係る開発であり、公共性が高く、事業の遅れが生じる可能性があること、また除外面積が減少するという内容変更であり、農業への影響は変更前よ

り軽微となるというものであることから、農振協議会につきましては書面にて開催させていただきたいというふうに考えております。

以上、内容変更1件につきまして説明を終わります。ご協議をお願いいたします。

議 長

ただいま説明がありました。

質問、意見のある方は発言をお願いいたします。

松田さん、お願いします。

松田農業委員

内容の変更につきましては、今説明ありましたので、納得しました。

お聞きしたいのは、松本市の意向といたしますか、どういった考えで前回のものを上げて、今回ここで変更するのか。要するに、一個人が農振除外するものと若干違うと思うんですよ、この重みが。公共事業に対して、各地区の農振から上がってきて、それを松本市の農振協議会で協議をして、除外するという形なものですから、もっと周到な、松本市、臥雲市長として、周到な計画を立てて、完璧な除外面積を申請するなら分かりますけれども、安易に地権者から売却辞退の申出があったと。じゃ、その段階では、売却の同意書は取ってなかったということですよね、要は。同意は得られてない中で見切り発車をしたのか、その辺が、松本市のこういった公共事業を行うについての姿勢がちょっと甘いんじゃないかというふうに思うんですよ。

一個人が農振除外するのとちょっと重みが違うと思うんですよ。もう少し行政としてやるだったら、しっかりとした理由づけといたしますか、面積確定したもの、この土地については売却していただけるという確約を持った中で申請するなら分かりますけれども、こういったことで、安易にこの2筆の方から「私は売れませんよ」って言われたから、「ああ、そうですか」。こんな簡単に公共事業をやっているのかっていう私は不信感を持っています。その辺のところがちょっと、反対はしませんけれども、ちょっとご意見をいただければというふうに思います。

議 長

いいですか。

望月（農政課）主査 ご意見ありがとうございます。おっしゃるとおりである部分もあるというふうに理解しております。

一応、申出、今回この事業自体はスポーツ施設整備課という課が所管しているところなんですけれども、農振申出10月にいただいた時点では、所有者の方とは売却いただくということで、ここで進めておりまして、申出書のほうにも全てご本人の印鑑、もちろんついたものを全てご提出いただいております。

ただ、やはりその後の交渉の中で、なかなかすぐ調整がつかない部分があるので後に生じてきてしまったということで、その件について、おっしゃるとおり、やはり軽いものではないというのは本当におっしゃるとおりでござ

いまして、なのでぎりぎりのところまで相手方と交渉をしていたんだけど、なかなか調整がつかない中で、先ほども申しあげました令和10年に向けて施設を整備していく上で、これ以上ちょっと交渉をしていると、もう間に合わなくなってしまうというようなことの中で、2月17日にもう取得を断念するということで方針の転換があったといふふうに私どもとしては聞いているということでございます。農政課としても、そういった事情であればやむを得ないのではないかとということで、計画変更の申出を受けたということでございます。

農政課の立場としての説明になってしまっているのですが、ちょっとお聞きしたいこととはちょっとずれているかなと思うんですが、私どもの把握している部分としては、この以上でございます。

議長

そういう、望月さんの立場としては、そういうものでしょうけれども、また我々、農振を預かっている者として、確かに松田さんのおっしゃるとおりの面も当然ありますので、また上席にもこの辺の内容について報告しておいてください。スポーツ施設整備課も含めた中でね。

倉科さん。

倉科農業委員

趣旨的には松田委員言われたとおりのことなんですけれども、当初1万1,000平米からの駐車場が必要だという計画の中で、前回農振の整備計画変更といいますか、あったわけで、今回3割以上面積が減る中で、当初に予定していた駐車場の台数確保できないだろうなと思うので、これをさらにほかの場所に求めるのではないかと、必要な台数がこれだけだから1万1,000なんだよというところを出している以上、減ってしまえば、当然間に合わないわけで、それを別の場所でやって、さらにその計画をまた変更するんであれば、二転三転するような話になってしまうので、その辺のところは所管するスポーツ施設整備課ですかね、そちらのほうの考えがどうなのかなというのをちょっと疑問に思ったものですから、私も質問しようと思ったんです。

議長

また趣旨はそういうことで、共通の趣旨でありますので、また望月さんのほうで上席と相談、もちろん担当課にもその辺をつなげておいていただきたいと思います。

ほかに。

久保さん。

久保農業委員

望月さん、一般論でお聞きしますが、今回の国体の件で、皆さんのところもいろいろな問題あると思いますが、四賀も例のグリーンローズスタジアムで何か軟式野球かなんかやるというようなことで、ちょっと道を新規に造るって話が左の耳から聞こえてきていまして、四賀支所の方と話をしたら、実際そういう話があると。それはそれでいいとして、具体的に言うと、スポーツ振興何とかが計画立てて、こういうふうにやりますよと、もう何

かくい打ってあります。地域の町会とか何とかに話はしていますと。当然ね、話がうまくいくように。順番からいくと、そこへ来て、望月さんのところへ行くのは何、どういう段階から話が行くんですか。一般論でいいです。

議 長 望月さん。

望月（農政課）主査 農振の公共事業の実施する、協議をするタイミングということですか。

久保農業委員 はい。

望月（農政課）主査 実際には、土地利用者ですとか、あと農振の申請をするためには、土地所有者の同意は当然必要になってきます。あと、それだけではなく、耕作者との協議も必要になってきます。そういったものが全て調った段階で申出ということになるので、順番としてはかなり最後のほうといいますか、後のほうに申請という段取りにならざるを得ないのかなというふうには感じております。特にいつまでにとかっていうことでは、こちらのほうから指定はしておりません。

久保農業委員 だから、望月さんのところへ話が行ったときは、今回のようなちょっとイレギュラーありますけれども、基本的にはもう大体決まった段階で来るわけですね。

望月（農政課）主査 はい、そのとおりです。

久保農業委員 四賀の場合も、耕作者と地権者違っていますんで、どうなりますかね。でも、ないと困りますね。道がないと球場へ行けませんので。

議 長 基本的には、法的業務の中の営みですので、農振法どうしても引っかかりますので、そこで農振にかかる。その前には農業委員会で了解を得て、承認しなきゃいけないっていう、そういう手続上の話になってきますので、我々のテリトリーに来たときには、その辺の想定がもう決まって、でも法的な根拠は、我々が意思表示をしないと前に行かないもんですから、その辺の内容も含めて、また農政課は農政課で、またスポーツ施設整備課へはまた局長のほうからもそういうもし機会があれば、我々の委員会の内容を伝えていただきたいと思います。

では、それを含めましてほかに何かありますか。

[質問、意見なし]

議 長 なければ、集約いたしたいと思います。
内容変更 1 件、7, 624 平米については、やむを得ないと集約したいと

と思いますが、承認いただける農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件についてはやむを得ないと集約いたします。

続きまして、報告事項ウ、松本市農業の課題解決プラットフォーム「活かす農まつもと」の活動実績についてを議題といたします。

まず、農政課の松田係長に報告をいただいた後、当事者、ここにお二方いらっしゃいますので、横山さん、梶原さんに現状を話していただいて、委員会として参加している中川代理にもコメントをいただきたいと思います。

まず、お願いします。松田係長。

松田（農政課）係長 お世話になります。松本市農政課農業政策担当の松田と申します。よろしくをお願いいたします。

私から、松本市農業の課題解決プラットフォーム「活かす農まつもと」の今年度の活動実績について報告をさせていただきます。

着座にて失礼いたします。

それでは、総会資料の29ページをご覧ください。

当該事業につきましては、多様化する農業の課題を効果的かつ具体的に解決するため、令和4年の10月に農業委員会から意見書、それからご提言をいただきまして設置した機関となります。

2番のプラットフォームの構成でございますが、事業を総括するコア会議と、課題解決に向けて具体的な取組を進める課題別検討部会の2段階の構成になっておりまして、構成員及び活動内容は記載のとおりです。

3番の経過でございますが、7年度の活動実績としましては、網かけの部分になりますが、9月に第5回目として、3つ目の新たな部会に関して課題整理を行いました。

続いて、先日の25日になりますが、第6回目として、3つ目の部会の具体的な方向性を決定いたしまして、4月、5月中には新たな部会が設置できるように調整を進めているところです。

続いて、4番目の既存の課題別検討部会でございますが、まず検討部会①として、部会名称は「農業と観光に関する検討部会」になります。活動内容ですが、農業人口の維持拡大と地域の活性化に向けて、今井地区で農業体験ツアーを商品化しまして、産地の魅力を発信していきたいというものになります。

部会②でございますが、部会名称は「中山間地の農地活用に関する検討部会」ということで、活動内容につきましては、中山間地の農地を持続かつ有効に活用するための方策として、学校給食への地域農産物の利用拡大に向けた取組を進めていくものになります。

令和7年度に関しては、この2つの部会で取組を進めてまいりました。

各部会の詳しい活動実績と進捗状況につきましては、資料31ページ以降

にまとめてありますが、こちらにつきましては、後ほどそれぞれの部会長さんから説明をお願いできればと思います。

続いて、5番目の新たな検討部会についてご説明します。

順番前後しますが、(3)の部会名称は未定と記載がございますが、先日、25日のコア会議にて「地産地消推進に関する検討部会」とすることに決定をいたしました。

(1)のテーマにつきましては、コア会議で幾つか出された案を踏まえまして、今後部会メンバーで決定することとしております。

(2)の課題解決ということで、このテーマを選定した理由についてですが、1つ目の理由として、JA松本ハイランド青年部と市長との懇談会が昨年2月に開催されました。その中で青年部から、松本市では観光客からの食の評価が低い現状があり、要因としては、松本産、松本地域産が見えないことがあるという課題提起をいただきました。

2つ目の理由として、平成21年度から運用を開始しておりました地産地消推進の店登録制度が、一定程度の成果があったということで、令和6年度をもって廃止となったこと。

3つ目として、令和7年度当初に市議会の総務委員会から中心市街地のまちづくりに関する提言書を頂きまして、その中で、郊外で生産された農産物を中心市街地で活用する仕組みの構築をとった政策提言をいただきました。

今申し上げました3点のとおり、今回は同じタイミングで各所から地産地消に関する取組の必要性の課題提起やきっかけがありまして、今回は事務局提案という形でコア会議に諮り、協議を進めてまいりました。

続きまして、30ページをお願いいたします。

6番の今後の進め方についてですが、(1)のコア会議に関しましては、新たな検討課題について、農業委員会、JAといった関係機関から意見を聴取させていただきまして、その結果を踏まえ、新たな課題についての検討、協議を今後も続けてまいります。

また、併せまして活動中の既存部会の進捗状況の確認も行なってまいります。

(2)の課題別検討部会についてですが、部会①に関しましては、現在、農政課で事務局を担い、部会運営の伴走支援を行っているところですが、今後につきましては、部会の自走化に向けて順次移行を進めてまいります。

部会②に関しましては、現在の取組が安定的なものになるよう、実績の共有や課題改善をしながら取組を継続してまいります。

部会③に関しましては、先ほどもご説明しましたが、4月、5月頃の部会発足を目指して協議・調整を進めてまいります。

部会④に関しましては、今後のコア会議での課題抽出に併せて順次発足、設立を進めてまいります。

私の報告は以上になりますが、当該事業につきましては、今後も継続をしていくものになりますので、農業委員会の皆様には引き続きご指導、またご協力をお願いしたいと思っております。

私からは以上です。

議 長

ありがとうございました。
それでは、現場の横山委員、お願いします。

横山（竜大）推進委員 横山です。

松田係長のほうから説明があったとおりでございます。

それで、令和5年から始まりまして、今年度、そこに書いてあります、31ページですけれども、模擬ツアーを2回、5月と9月、体験ツアーを全部で3回、9月と10月2回、内容はブドウの収穫体験が2回とリンゴの収穫体験が2回でございます。

その後の活動経過においては、お読みください。

今後なんですけれども、来年度も5月16日に第1回目の開催が決まっております。募集したところ、もう既に参加者があるということで、それに向けて、ただいま我々メンバーは準備を始めております。

それで、実は今日の午前中ですけれども、カナダから14名の視察が訪れました。我々農未来で対応しました。それで、今年になりましてキッチンカーが我々のところ、手元に届きましたんで、それを活用というか、それを持ち込んで、我々が作ったリンゴジュースと、生のリンゴがまだ冷蔵庫にあったものを利用して、視察のお手伝いをした。そしてまた説明等々も、リンゴとブドウの写真等も見せながらやってまいりました。

今後、9月、10月に収穫体験というところをメインに行いたいとやっぱり計画しておるんですけれども、今年度の模擬ツアー、本番ツアーで、我々の感想としては、下書きがようやくできたかなという程度の評価です。これから我々は、その下書きできたところに色をどのように塗っていくかというような段階に進んでまいりたいと思います。これにつきましても、農業委員会ははじめ、行政の皆様のお力添えを今後も引き続きよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。
梶原さん、お願いします。

梶原推進委員

部会②のほうです。

令和6年度に目標と取組内容を決定したので、ちょっとそれをおさらいとしてご説明します。

四賀産の、地元産の野菜を給食センターで使ってもらって、遊休農地解消の一役に貢献できないかということを目的として、まずは、ちょっと松本地域産というくくりになってしまうんですけれども、こちらの利用率を令和6年が42%だったのを少しずつ上げていって、令和10年には50%にしたいという、それが目標でした。

そのための取組としては、給食センターさんと生産者双方協力し合って、納品していくということ。その納品するに当たって、これまでばらばらに

生産者が納品していたものを、生産者組合というものをつくって窓口を一本化することによって、双方にとって発注、受注の仕方を簡易化、効率化していくっていうものも1つの目標でした。

令和7年度は、もう本当にその当事者のセンターさんと、栄養士の先生と生産者側でやり取りを進めていきまして、結果的には、こちらを見ていただければ分かるんですけども、何と令和10年の50%を大幅に超える59%という目標を達成してしまいました。もうちょっと驚きの結果になってしまったんですが、その理由として、いろいろその反省点も踏まえまして、その次のページに載っているんですけども、かいつまんでお話しすると、生産者側というのは、今までは、好きなものをつくって、こんなものがありますよってセンターさんに提案していたんですけども、それをセンターさんのほうから主要15品目というものがあります。四賀ではこの野菜をこのくらい使っていますというものを情報提供としていただいて、それを基に、我々生産者組合が、じゃこの野菜はこのくらい出せますということを事前に作付計画として緩く計画をして、それに向かって生産していこうっていうものを生産者で合意して、取り組んだ結果です。

あと、窓口が一本化できたことによって、栄養士の先生のほうの受発注の煩雑化が軽減されたということも感想としていただきました。

我々生産者としても、規格外とか、形がふぞろいなものも受け入れていただくことができて、とてもありがたかったです。

これから今後どうするかっていうお話なんですけれども、現状維持で続けていきたいというのが双方の結論です。といいましても、1つは目標を達成したということがあるんですが、2つ目としては、これ以上目標使用率を上げるとなると、生産者側の負担も高いですし、向こうの発注者、使用者のほうも、やっぱり形がふぞろいというようなものを手でむかなきゃいけないという、そういう本当に現場での大変さというのもありますんで、そちらのほうも、もうこれ以上はちょっと、目標率よりも高い設定はお互いのためにはならないのではないかとということで、結果としたら、現状維持でやっていくと。このシステムをもう少し微調整しながら、より精度の高いものに、より安定的なシステム構築づくりをしていくための土台というものをつくっていききたいなと思っております。

なので、まだこれは続くんですが、今後は年度末に1回反省会みたいなものをして、それをまた皆様にご報告するという、そういう形になると思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、農業委員会からプラットフォームのほうへ入っております中川代理のほうから報告いただきます。

中川農業委員

柳澤前農業振興委員長さんの後任ということで、このコア会議に参加をさせていただきます。前回からです。

その中で思いますこと、今、部会が2つあります。農業と観光に関する検討部会、もう一つは中山間地の農地活用に関する検討部会、この中でとりわけまずは学校給食ということで、今、2人からご報告がありました。

この2つの部会も、自走するときにそう遠くないだろうということで先ほど松田係長言われましたが、横山さんと梶原さんのご努力には本当に敬意を表する次第であります。引き続きよろしくお願いします。

この29ページの5、新たな検討部会、これ、テーマ名が「地産地消の推進に関する検討部会」ということで、これも例えばハイランド農協の青年部であるとか、それから市議会の総務委員会、こっちからの提言書だったようなんですよね。こういうことで、要は地産地消、松本の生産者と松本市内の飲食店、ここをもっともっと有機的につなぐ取組、あるいは仕組みを考えていこうという、こういう趣旨であります。

3月にコア会議やりました。4月に入ったところで、コア会議のその次、検討部会、つまり本当のもう実際に現場で動いていただく人たちですよ。そういう実務者協議というのが始まる予定でいますので、皆さん注目していただいたらいいんじゃないかと思っています。

今度は30ページですよ。私ども農業委員会で去年の10月に市長さんへの意見書ってものを提出させていただきました。その中のテーマが、「子どもと農業」ということになっています。

ここの30ページでは、「子どもと農業」っていうことを書いていませんけれども、松田係長、私どもそういう思いであります。去年の意見書の回答の中でも、近々この「子どもと農業」の件に関して検討を始める、こういうことをいただいていますので、年度が替わったところで、この4番目のテーマでのコア会議、これを1回、2回開いて、それでできれば早いうちのこの検討部会を、「子どもと農業」についても検討部会、これがスタートできればいいなって、こんなふうに思っています。

農業委員会として、今年の10月も意見書を提出することになっていますので、なのでそれまでに何かしらの動きがないと、何でもかんでもどんどん後回しになっちゃいけませんので、そんな思いで農政課はご担当をやっていただいていると思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

議長

お世話さまです。

あれですかね。今現実やっていて、行政との間合いの中で、何かもう少し行政との付き合いで、何か欲しいものか、欲しいというか、携わる中での何かそういう希望みたいなのはお二方ありますか。松本市に対して、こういうふうな、今までのこういう関わり方がいいのか、これから少し手を離れるような雰囲気は感じるんですが、その辺の間合いってというのは、今まででいいのかどうかっていうような、こういう肌感覚みたいなのは、梶原さんと横山さん。

そこで譲り合ってもいけないので、梶原さん。

梶原推進委員

では、私のほうから。

多分、部会のテーマごとにどれだけ松本市さんの行政側のサポートが必要かというのが決まってくると思うんですけども、今回の件に関しては、多分割と生産者と給食センターさんという本当に当事者のレベルの話が多かったので、それを見守っていただくという形で松本市農政課の皆様の立場の方がいてくださって助かりました。

こういった資料も全部松本市の農政課の方が作ってくださったので、私としては、もう資料とかはもう、私はもう本当に生産と納品だけに集中できたので、とてもありがたかったです。

以上です。

議 長

ありがとうございます。

横山さん、そういったことの中で関わり合いと、キッチンカーを導入したということありますよね。その費用はどういうことで捻出したか、お願いします。

横山（竜大）推進委員 分かりました。

今、梶原さんもおっしゃったとおり、もう本当に行政の皆様にはもう本当に頑張っていて、そのキッチンカーですけれども、元気づくり支援金というものを使わせてもらいました。

その内容は、キッチンカーもそうなんですけれども、対象圃場のトイレもそうですし、あとテントとか、椅子とか、そういうテーブル等々とか備品ですね、をまず取りあえず元気づくり支援金、一応3年間、1年500万円までの上限でもって補助対象になるというような制度で使わせてもらっております。だから、来年度も計画をしております。

キッチンカーを購入した経緯ですけれども、ツアーの中で昼食を提供をするというようになっていきます。畑で単純、おにぎりとか豚汁、もしかしたら焼き肉とか、いろいろと案はあったんですけれども、現行の中ではおにぎりとか豚汁、それも地元産の野菜、米等々で全部作り上げるというようなところでした。

その中で、お客さんに提供するという中の衛生上の問題、保健所の問題等を見ましたら、やっぱりキッチンカーがあったほうがいいんじゃないか。そのほうが我々も守られえるというか、何かあったときに、我々の不備がないようにしたかったというところで、キッチンカーを購入するに当たって、私自身、前も話したかもしれないんですけども、食品衛生責任者というような資格が必要だということで、それを受講し、取りに行きました。

そんなことで、高市首相の発言の影響のためか、中国で造ってありましたんで、日本に来るのが11月に来る予定だったのが2月まで延びました。道の駅で一回お披露目をしたんですけれども、今日、実質対象者がいての稼働は初めてとなりました。

あと、前も何回もいろいろな場所でも私は言っているんですけども、こういうようなプロジェクトを立ち上げるときに、どうしても初期費用とい

うものが必要になります。私自身も少なからず小遣いを割きながら、いろいろな部分で私財を使ってまいりました。

キッチンカーを購入するに当たっても、これでやっと申請が下りて、県から補助金が年度末に入ってくるというところですので、支払いはもうとうに済ませなきゃいけないもんですから、JAから私個人名義で借入れを起こして、そのお金を使ってお支払いをするという、これで来なかったら私は本当にどうしようかなと思って、我が奥さんにも内緒でそんなことをやっていましたんで、どう説明しようかどきどきしていたんですけれども、そんなことが個人負担になるべくならないように、そういうようなシステムを構築していくのも、今後の第3のプロジェクト、第4のプロジェクトとありますけれども、そういう中で、いろいろな方法あると思うんですよ。絶対成功するとは限らないようなプロジェクトもありますんで、「捨ててもいいから思い切って使え」と50万円、100万円という金額を預けていただけると、よりよく成功への近道になるのかな、こんなふうに思っておる次第です。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それぞれの立場で、やっぱり身の丈に合った活動を地道にさせていただいてということがやはり今までの経過だと思いますし、今、中川代理が言った第3の部会についても、まだ我々の組織としての立ち位置はまだ分からないわけですが、できるだけ協力しながらいきたいと思っています。

それでは、皆さんのほうから何かこの案件につきまして質問、ご意見等ありましたら、お願いします。

倉科さん。

倉科農業委員

たびたびすみませんけれども、プラットフォームの関係なんですけど、私も毎年梓川地区の農村女性協議会の方との意見交換というのがありまして、今年も1月の下旬ぐらいにやったんですけれども、そちらの協議会側のほうから、松本市でやっているプラットフォームについて、どういう活動をしているのか詳しく教えてほしいということがありましたので、農政課のほうで資料を頂きに行って、それを皆さんに配って、私の分かる範囲で説明したりしてきたんですけれども、やっぱり農業委員会だよりをしっかりと読んでいただいたりしているのか、すごく興味を持っていただいている元気のいいお母ちゃんたちの集団なんですよね。私たちの梓川にも、何かこういうのをやってほしいなというような話もいろいろ聞いてきておりますので、ぜひ今度、4番目、5番目の部会なりの立ち上げに当たって、ぜひそういった人たちにも、どういうことが課題になっているのかというものを抽出するような機会ですとか、そういったものをまた設けていただけるとありがたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

議長

ありがとうございました。

本当にこれが増やすことも目的だし、横の広がりがやはり大事だ。求めれば欲するのをやっぱり行政がサポートする。えらい市で金たんと出しているわけじゃないもんで、その辺も事務局的なのと交通整理ができるのがやっぱり事務職にあるポジションだと思いますが、松田さん、コメントありますか。

松田さん。

松田（農政課）係長 ご意見ありがとうございます。

この事業の進め方に関しましては、まずコア会議で課題を決め、それから実際にやる方を決めるという形で進めておりますので、まずはコア会議へ課題への提言をさせていただくような流れになるかと思います。

その際には、もしよろしければコア会議に一緒に出ていただいて、コア会議のメンバーの方に課題をじかにお話しいただくとか、そういった形も取れるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

議 長

そういうことだと思いますので、今、松田さんおっしゃるとおりだと思います。我々にもそういう働きかけあったら、それぞれ対応を取るということも大事なポイントじゃないかだと思いますので、またご協力をお願いしたいと思います。

ほかに。

久保さん。

久保農業委員

ちょっと見間違いかもしれませんが、地産地消、次回ということなのですが、この委員会、私入ってから5年かなんかなるんですけども、入ったときに、地産地消の何か飲食店にそういうあれを、カードを飾ってあるとか何とかっていう話が四、五年前あったんですけども、今もある。ごめんなさい。

議 長

松田さん。

松田（農政課）係長 地産地消推進の店登録制度ですけども、令和6年度末で一定の役割を終えたということで廃止になっております。

久保農業委員

すみません、定年になってから夜のちまたを歩いてないもんですから、すみませんでしたね。

議 長

ということだそうです。

ほかに。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですか。

それぞれご承知おきをお願いすると同時に、またご協力をよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、報告事項のオ、令和7年度第4回農業経営改善計画の審査結果についてを議題といたします。

農政課から説明をお願いいたします。

依田さん。

依田（農政課）主事 農政課の依田と申します。

令和7年度第4回松本市における農業経営改善計画の審査結果についてご報告いたします。

資料36ページをご覧ください。

着座にて失礼いたします。

まず、認定農業者制度の概要については、2番のとおりとなっております。また、複数の市町村で営農を行っているという者については、長野県知事及び農林水産大臣が認めているというものになっております。

次に、認定基準ですが、松本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、こちらが令和7年の4月に告示をされまして、所得目標が見直されました。数値については、資料の表のとおりとなっております。

審査方法についてですが、原則年に4回審査を行いまして、第三者組織に当たる松本市農業支援センター内の経営改善指導班へ意見聴取を行い、認定をしているというものになっております。

今回の松本市長が認定した農業経営改善計画認定者、こちらですが、まず新規、個人が5件、法人が1件の計6件、37ページへ行きまして、再認定ですが、個人が12件、法人が1件の計13件、変更が法人2件の計2件、以上21件につきまして、全件承認されたことをご報告します。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいま農政課から説明がありました。

これより質疑を行います。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、本件についてはただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをお願いいたします。

続きまして、報告事項のオ、令和7年度家族協定締結状況についてを議題といたします。

農政課から説明をお願いいたします。

依田さん。

依田（農政課）主事 続きまして、資料３８ページから４０ページをご覧ください。

令和７年度家族経営協定締結状況についてご報告いたします。

着座にて失礼いたします。

初めに、家族経営協定の概要についてご説明をさせていただきたいので、資料３９ページ、家族経営協定についてをご覧ください。

家族経営協定、こちらですが、農業経営の方針、家族一人一人の役割などを家族全員で話し合いまして、農業と生活のルールとして書面に表すというものになっております。

この協定を締結しますと、家族単位で認定農業者になることができたり、また条件が合えば、配偶者の方であったり後継者の方が認定農業者と同じ農業者年金の保険料の補助を受けることもできる仕組みとなっております。

締結までの流れにつきましては、３番のとおりですが、ざっくりと説明させていただきますと、まず家族全員で農業経営と生活面での役割分担を記載した下書きシート、こういったものを作成いただきます。それらを基に、協定者、松本市、長野県、この３者で面談を行いまして、協定書を作成いたします。この協定書完成しましたら、３者で調印を行い、協定が締結というような流れとなっております。

続きまして、令和７年度家族経営協定締結状況についてご報告いたします。

資料、戻りまして３８ページをご覧ください。

令和７年度の締結者についてですが、新規の締結者５組、再締結者１組、計６組が今回、令和７年度は締結となりました。

最後、地区別の締結者数ですが、４０ページになります。松本市家族経営協定締結者数、こちらの記載のとおりとなっておりますので、また適宜ご確認いただければと思います。

また、年間の締結目標数、こちら５組となっており、目標の達成には農業委員会皆様のご協力が必要となっております。引き続き家族経営協定の締結の推進、こちらにご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、家族経営協定の締結についてですが、随時受付を行っております。もし地区内で締結希望者の方がいらっしゃいましたら、ぜひ事務局のほうまでご連絡いただければと思います。

私からは以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいま農政課から説明がありました。

それぞれ発言のある方はお願いいたします。

倉科さん。

倉科農業委員

度々すみません。

５番の梓川の〇〇君、私も新規就農のときに面談した覚えあるんですけども、この方、締結者お一人の名前しか記載ないんですけども、こういうケースもあるわけですか。

議長 依田さん。

依田（農政課）主事 かなりまれなケースではあるんですが、個人の方1人のみで家族経営協定を結ぶというケースも中にはございます。
以上です。

議長 1人で協定って、おかしいような気がする。
やることによって、何らかのメリットがあるんでしょうね。家族経営協定自体のメリットがあるから、その恩恵を受けるための家族協定っていうシステムを利用しているっていうようなことでしょうか。
メリットって、家族協定はどういうメリットがあるかっていうことを今。では、城生さん。

城生（農政課）主事 すみません、農政課の城生です。
私、新規就農の担当をさせていただいているんですが、新規就農者の補助事業の関係だったり、家族経営協定を結んでいることでポイントが加算される場合があります、そういったところもあって、個人で家族経営協定を結ぶという場合があります。
以上です。

倉科農業委員 そういう面もあるんだろうなと思いましたけれども、なかなか1人で家族協定っていうのは、ちょっと「おやっ」と思うものですから、すみません、ありがとうございました。

議長 それぞれね、この恩恵、それぞれ今、城生さんおっしゃったし、依田さんも把握していらっしゃるので、勧めるときに、ただ家族協定じゃなくて、家族協定するとういうことがありますっていうようなことを含めながら、それとお互いのそれぞれ家族の口だけでいろいろやっていることの整理ということもある程度できていくんじゃないかなと思いますので、その辺もまたそれぞれ該当の方がいらしたり、相談受けたら、そういうことをまたおつなぎしていただければと思いますので、お願いしたいと思います。

久保農業委員 家族経営協定っていうのは、本当の家族。いわゆる籍が入っているとかどうか。いやいや、ちょっと詐欺とか偽証ということじゃなくて。

議長 依田さん。

依田（農政課）主事 ありがとうございます。
そうですね。籍が入っているかどうかというところまで、ちょっと私のほうで精査ということまでは行ってないんですが、基本的に苗字が一緒の方々が家族経営を結んでいただいているというのが実情となっております。
以上です。

久保農業委員 あまり言いにくいけれども、いろいろ出てきますよね、そうなるよね。個人情報から、ああだこうだとか。籍は入っていないけれどもちゃんと一緒に暮らしているとか、それは決定するのはそちら。オーケーするとか駄目だとか。

議 長 依田さん。

依田（農政課）主事 本当におっしゃるとおりで、家族の数だけケースがあると承知しております。

面談というものを毎回必ず行っておりまして、その際に、どういう家族の形態かというところを調査しながら、この方々であれば家族経営協定にふさわしいというようなことで、締結というような形を取らせていただいております。お願いいたします。

議 長 そういうことです。

さっきのメリットの問題もそうなんですけれども、未来を担う何とかいう補助もそうだし、認定農業者もそうだし、家族全部が取らないで、それぞれの方が家族協定すれば、同じ立ち位置の中で恩恵を受けられるということがありますので、それぞれまたお願いしたいと思います。

よろしいですか。

[質問、意見なし]

議 長 なければ、本件についてはただいまの説明のとおりですので、ご承知おきを願います。

家族協定の推進に向けて、委員の皆さんの一層のご努力、よろしく願いいたします。

続きまして、報告事項の力、令和7年度第4回青年等就農計画の審査結果についてを議題といたします。

農政課から説明をお願いいたします。

城生さん。

城生（農政課）主事 農政課の城生です。よろしくお願いします。

令和7年度第4回青年等就農計画の審査結果について報告します。

資料の41ページをご覧ください。

本年度第4回青年等就農計画の申請について、指導班書類審査の結果、3名が適当と認められ、認定しましたので、報告するものです。

制度の概要についてですが、詳細は割愛させていただきますが、簡単に申し上げますと、原則45歳未満の青年であり、農業経営開始からおおむね5年後に年間農業所得が250万円程度の実現が可能な計画が求められるものです。

次に、認定者について簡単にご説明させていただきます。

今回認定者3名いらっしゃいまして、お1人目、笹賀地区の〇〇さんです。品目は施設花卉、露地花卉、水稻になります。〇〇会社で雇用就農資金を活用して2年間研修を行っておりました。

2人目と3人目なのですが、2人目、〇〇さん、3人目、〇〇さんですが、お2人とも今井地区になります。2人目の〇〇さんはブドウ、リンゴ、スイートコーン、3人目の〇〇さんはブドウ、リンゴを栽培しています。お2人とも松本市とJA松本ハイランドの支援事業を活用して3年間の研修期間の後、就農する予定となっております。

報告は以上となります。引き続き新規就農者のサポートのほうをよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。
ただいま説明がありました。
発言のある方はお願いします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、本件についてもただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをお願いいたします。

続きまして、報告事項のイ、令和7年度農業者年金加入推進結果についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。
丸山さん。

丸山主事

農業委員会事務局の丸山です。
令和7年度農業者年金加入推進結果についてご報告させていただきます。
資料42ページをご覧ください。

着座にて失礼いたします。

若い農業者の方及び女性農業者に重点を置いた加入推進強化運動の一環として、昨年11月から本年2月までの強化月間に行った活動結果及び本年度の加入推進結果について報告いたします。

2番の表をご覧ください。

令和7年度の目標は、新規加入者8名、そのうち20歳から39歳の若年層が5名、女性が4名でございました。対しまして、7年度の実績は、新規加入者8名、そのうち20歳から39歳の方が3名、女性が1名でございます。括弧内の数字は、11月から2月までの強化月間中の加入数となっております。

加入活動推進報償費については、加入推進活動記録簿提出者に3月の手当と併せて報償費を支出済みですので、申し伝えます。

大変お忙しい中、農業者年金加入推進にご尽力いただき、誠にありがとうございました。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 ご苦労さまでした。
 ただいま説明がありました。
 発言のある方はお願いします。

[質問、意見なし]

議長 なければ、本件についてはただいまの説明のとおりですので、ご承知おきを
 お願いいたします。
 委員の皆さんにはお骨折りいただき、感謝申し上げます。引き続きご協力を
 よろしくお願いいたします。
 続きまして、議案第315号 令和8年度最適化活動の目標の設定を議題
 といたします。
 事務局の説明をお願いいたします。
 草田係長。

草田係長 お願いします。
 本日配付をしました右上に「議案第315号」と記載してあるものになります。
 お願いします。
 令和8年度の最適化活動の目標設定等の案を作成しましたので、ご説明を
 します。
 3の留意事項からですが、今回配付した目標案につきましては、長野県農
 業会議と県の確認を受けておりますが、今後、県の指導により軽微な修正
 を行う場合がありますので、ご承知おきください。
 4番の今後の予定です。
 （１）これからご説明する別紙様式1については、4月末までに県に報告
 して、全国農業会議のホームページで公表します。また、市の農政課や中
 間管理機構といった関係機関にも通知をする予定です。
 （２）の令和7年度の実績の確認及び点検・評価については、5月の総会
 で行う予定です。お願いします。
 では、5ページをお願いします。
 目標設定の考え方についてご説明します。
 最適化活動の目標の設定については、農業委員会の目標と委員ごとの目標
 の2つで構成されています。
 まず、農業委員会の目標については、成果目標と活動目標とで構成をされ
 ています。
 次に、委員ごとの目標は、（１）における担当区域ごとの成果目標と活動
 日数目標で構成されています。
 続いて、1枚めくっていただいて6ページですが、委員ごとの目標設定に
 ついてご説明します。
 まず、基本的な考え方ですが、市全体の目標値と委員の担当区域ごとの目

標値の合計が一致するようにしています。

次に、担当区域は地区の単位としていますが、入山辺と里山辺については、最適化活動を一体的に行っていることから、同一の担当区域としています。

次に、委員の目標値は、各担当区域の目標値をその地域に所属する委員数で割って設定をしています。

最後に、中立委員は最適化活動を行う委員とはしていません。

続いて、農地の集積についてです。

本市の基本構想で定めている集積目標から、市全体の目標については、目標年度を令和15年度として、集積率を60%と設定しています。

担当区域ごとの目標については、資料に記載の地帯ごとの集積率を定めています。

最後に、目標を既に上回っている地区については、現状を維持することを目標としています。

続いて、2番の遊休農地の解消についてです。

市全体の目標については、令和3年度の1号遊休農地面積の31.4ヘクタールを令和4年度から5年間かけて解消することから、6.28ヘクタールを目標としています。

さらに、前年度の利用状況調査により新たに判明した緑区分の遊休農地14.58ヘクタールを令和8年度に解消することを目標としています。

担当区域ごとの目標については、各地区で判明した遊休農地の面積を基に、地区別に設定をしています。

最後に、3の新規参入の促進についてです。

市全体の目標については、過去3年間の権利移動面積の平均495.66ヘクタールの1割に当たる49.57ヘクタールを目標面積としています。これは、新規参入者に貸付け可能な農地として、所有者の同意を得た上で公表する面積です。

担当区域ごとの目標については、各地区の権利移動面積の平均を基礎に、地区別に設定をしています。

以上、目標設定の考え方についてご説明をしました。

なお、農業委員会の目標につきましては、資料の2ページから4ページ、担当区域ごとの目標数値について、7ページ以降に記載しておりますので、またご確認をお願いします。

なお、今回の目標は、あくまで目安としてご理解いただければと思います。

大切なのは、日頃の農地の見回りや声かけなど、現場での取組を確実に重ねていただくことだと考えています。活動を行った際には、忘れずに記録に残していただきますよう、よろしくお願いいたします。

説明は以上になります。お願いします。

議長

ありがとうございました。

今、係長のおっしゃったとおり、後段が肝だと思うので、基本的には活動した結果がこれに現れるだけで、結果のために活動しているわけじゃないで、その辺はやはりそれぞれ皆さん把握していると思いますが、そこは十分お

願いたいと思います。

地道に活動をしてもらえばいいということですよね。ただし、いろいろな数字はリンクしてきますので、また今言ったような形で、できるだけ願いたいと思います。

この案件につきまして発言のある方。

塩原さん。

塩原（秀俊）農業委員 5 ページの一番最後のところ、農業委員会組織の統一的な日数として 1 か月 10 日ってあるんですけども、これ、正直言って 10 日というと 3 日に 1 回ですよ。なかなかこれだけの日数はこなせてないんですけども、この目標値に書きちゃうと、やっぱりそれはなるべく守っていかなきゃいけないというふうなことで、できれば日数を下回って目標にするっていうことはできるわけでしょうか。

議 長 係長。

草田係長 ありがとうございます。

私も以前この目標をつくったときに、これまでの実績を見た中で、達成できるところっていうと、もう少し可能どころっていうことも考えたんですが、これ、農業委員会組織の統一的な日数で月 10 日ということにはなっているということで、なかなかここは変えることが難しいようです。

ただ、これからまた後で丸山のほうからもご説明しますが、農業委員として、ふだんご自身の圃場へ行くとか、何かの会議で出かけるとか、そういったときに農地の見回りをしていることって結構あると考えています。必ず毎回違うところを見なければいけないっていうわけではなくて、少し気にかけて見ていただくっていうところから、そういったものも活動記録としてつけていっていただきたいというふうには思っています。

議 長 塩原さん。

塩原（秀俊）農業委員 ちょっと引き続きですけども、農業委員をやっていると、地区の中で職名で、これは農業委員と関係するか分からないけれども、一応地区の重要な役割ということで参加をするのがあります。先ほど、今朝も会長が入学式に出たということありますが、これは農業委員の活動として記録して、報告してもよろしいわけでしょうか。

議 長 草田係長。

草田係長 農業委員としての活動として報告していただくことはいいと思います。ただ、最適化活動としてカウントされるかという、最適化活動というのは集積と遊休農地と新規参入ということになってきますので、そこには、10 日の中にはカウントされないですが、例えば今回の総会のような形で、

こういった活動はしましたっていう記録はしていただいていいと思います。

議 長

いいですか。

そういうことで、何しろ私たちは数字のためにやっているわけじゃないもので、何もこういう、とやかく言われたくはないけれども、ただし、前々から言っているように、我々活動する見える化として、これ、第三者が見たときに、いちゃもんをつけやすいところだもんで、それで現実的に動いては、もう見回りだと。

僕なんかの場合は、一月に二、三日はすぐ来るじゃねえ。ということで、これはやはり動いて、きょうきょうすれば、見回り活動の一環として、後ほど丸山さんのほうからやり方も言うけれども、ほとんどの人がそういう状況だもんで、ただ、カウントの仕方が、我々、やり方が面倒くさいだけで、それをぜひまたご理解願って、すぐ3日なんてクリアできるで、そこはやっぱりまた後の丸山さんの話を聞いてもらって、協力してもらって、我々組織としてデジタル化、見える化ということのためにやっていますので、ご理解をぜひお願いしたいと思います。

ほかに。

塩原さん。

塩原（秀俊）農業委員 すみませんが、1日に新規就農をやって、見回りをやって、会議をやったっていうのは、どうなるんですかね。

議 長

係長。

草田係長

活動日数のカウントの方法っていうのに決まりがありまして、1日に最適化活動に該当するものを複数やったとしても、その1日でカウントされてしまう。

農地の見回りだけやっても、その1回なんですけれども、何月何日に見回りをして、新規就農の人と面談をしても、それは1回にカウントという方法になっています。

久保農業委員

あれ、タブレット入力って、1日1つしか入らないってこと。やったことない……

草田係長

タブレットの入力自体は、やった回数だけ、やった項目だけ入力することができます。ただ、統計として、カウントされて出てくるものは、1日となくなってしまいます。

久保農業委員

同じ日のやつを、じゃタブレットは入力できるわけ。

草田係長

できます。

久保農業委員 ほう。ただカウントはしてくれないということですね。それはひどいよね。

議 長 最適化活動というね、何日というランクで来ているもんですから、虚偽はいけません。

 だで、要するにご理解いただけましたかね。そういう趣旨ですので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

 またシステムとか、いろいろ矛盾点とか、いろいろある。これはあるけれども、これはこういうことで当面適用していただくしかしようがないもので、ぜひそういうことで、前段で農業委員会の予算についてもあったもので、最適化活動という項目もありましたので、4キロ以下はそれぞれの費用弁償にはならないかもしれないが、対価をまたそれぞれ対応させていただくもので、そこもやっぱり全体的なご理解をいただいた中で、できるだけ、極力やっていただくということになるかと思います。

 よろしいですね。

 [質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、これより集約を行います。

 推進委員の皆さんも含めて集約をしたいと思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

 この件につきましてお伺いしますが、議案第315号について、原案どおり決定することに賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

 [全員挙手]

議 長 ありがとうございます。

 全員賛成ですので、本件は原案のどおり決定することといたします。

 次に、報告事項のク、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。

 事務局の説明をお願いいたします。

 草田係長。

草田係長 それでは、本冊の資料の43ページをお願いします。

 まず、主要会務報告になります。

 3月4日、女性の農業委員会活動推進シンポジウムが東京都で開催され、二村委員に出席をいただきました。

 19日、農地転用の現地調査に濱委員と松尾委員に対応をしていただきました。

 25日、長野県農業会議第11回臨時総会に会長に出席をしていただきました。

 こちらに記載はありませんが、3月26日に松本市地域計画に係る関係者会議ということで、会長と上條委員に出席をしていただきました。

本日ですが、午前中、役員会が行われました。また、総会終了後、情報・研修委員会と農業振興委員会が開催されますので、所属の委員の方は出席をお願いいたします。

1枚おめくりいただいて、44ページ、当面の予定です。

市の辞令の関係ですが、3月31日から4月1日まで会長に出席をしていただきます。

10日に役員会が開催されることになりますので、また役員の方、ご対応をお願いいたします。

14日、松塩筑安曇農業委員会協議会定期総会がありますので、協議会代議員の方は出席をお願いいたします。

23日、農地転用の現地調査は塩原俊昭委員と齋藤委員になります。よろしくお願いします。

4月28日、総会の前に情報・研修委員会と農業振興委員会が1時半から開催されます。その後、3時から定例総会、総会終了後に懇親会が予定されています。よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長

ただいま説明がありました。

何かこの件につきまして質問、ご意見等ある方はお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、本件についてはただいまの説明のとおりですので、ご承知おきを願います。

以上で報告事項は終了しました。

続きまして、その他の項目に入ります。

事務局から連絡事項をお願いいたします。

丸山さん。

丸山主事

農業委員会事務局の丸山です。

総会資料にも同封させていただきましたが、令和7年度分の活動記録入力期限についてご連絡です。

今年度の令和7年の活動を確定するため、お忙しいところ大変恐縮ですが、明日3月31日火曜日までに令和7年度分の活動記録の入力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

先ほどもありましたが、日頃の農地の見回り等最適化活動をしてくださっていると思いますが、タブレット入力が苦手であったり、タブレットを起動するまでにちょっと手間がかかって面倒くさいなど、入力が負担になっている方がいらっしゃるかと思います。そこで、皆様の負担を軽減させるために、来月より総会開始30分前から事務局職員が会場に常駐し、入力の支援を行います。日頃の活動内容などを1か月分メモしておいていただければ、その内容を基に職員と一緒に入力のお手伝いをいたします。入力

に不安がある方や負担に感じられる方もいらっしゃるかと思いますが、無理なく続けられるよう支援いたしますので、お気軽に職員にお尋ねいただければと思います。

本日、日頃活動が多いであろう農地の見回り専用のマニュアルをお配りいたしました。参考資料としてお使いいただければと思います。皆様のご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 続いてお願いします。

草田係長 本日、農業農村支援センターの山戸主査は欠席ですので、また資料についてはご確認をお願いします。

本日配付しました追加資料などは、各地区でお持ち帰りいただけると助かります。会議結果と併せて欠席の委員におつなぎいただけると助かります。

また、該当地区の委員に事前にお送りしました農地法申請書類の原本ですが、机の上にそのまま置いてお帰りください。

最後に、お車でお越しの委員は、市役所駐車場の無料化処理をしてお帰りください。

以上になります。

議 長 ご苦労さまでした。

それでは、その他全体を通じまして委員の皆様から何かありましたら、発言をお願いいたします。

梶原さん。

梶原推進委員 先ほどの丸山さんに質問なんですが、明日の期限というのは何時までですか。

丸山主事 ありがとうございます。

午後の4時でお願いいたします。すみません、お忙しいところ申し訳ないですが、よろしくお願いいたします。

議 長 ご協力をお願いします。
ほかに。

[質問、意見なし]

議 長 以上で本日の案件は全て終了しました。
円滑な議事進行にご協力ありがとうございました。
議長を退任させていただきます。
お疲れさまでした。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

議事録署名人 17番

議事録署名人 19番
